

郡上市告示 第72号

郡上藩江戸蔵屋敷開設委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に準じて、次のとおり公告します。

平成31年4月15日

郡上市長 日置 敏明

プロポーザルに付する事項

1 業務名

郡上藩江戸蔵屋敷開設委託業務

2 業務概要

首都圏において郡上市の地域資源の魅力を伝えることで、郡上に深く関わる人や資源を活かす人を育てるとともに、郡上の価値（資源）の学びを通して、生き方、暮らし方の見つけ直しと再発見の場をつくる。さらに、歴史資産、文化資産を守り継承するために培われた知識などをストックし、発信する機能の創出をめざして「郡上藩江戸蔵屋敷」を開設するにあたり、専門知識を有する事業者に業務を委託する。

3 履行期間

契約締結日から令和2年3月23日まで

4 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、いずれも次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、共同企業体を構成する場合は代表者を含め2社までとする。また、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者
- (3) 郡上市競争入札等参加者選定要綱（平成29年郡上市訓令第8号。以下「選定要綱」という。）第4条に規定する資格者名簿に登録されている者（以下「名簿登載者」という。）であること。ただし、資格者名簿に登録されていない者については、参加申込書提出までに選定要綱に基づく審査を受けて資格者名簿に登録されることで名簿登載者とみなす。
- (4) 公告の日から契約締結までの間に、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領（平成16年告示第139号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。

- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 郡上市暴力団排除条例（平成24年郡上市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (8) 本業務を主に担当する者（事務局と業務について協議し、中心となって本業務を行う者をいう。）については、他に地域活性化、地域振興業務に携わった経験者であること。

5 手続き等

- (1) 郡上藩江戸蔵屋敷開設委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布。
実施要領、仕様書及び各種様式等は、郡上市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先等の詳細については、実施要領を参照すること。

6 連絡先

郡上市役所 市長公室 政策推進課 地域戦略推進係（担当：和田・上村）

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地

電話：0575-67-1844（直通） FAX：0575-67-1711

E-mail：seisaku@city.gujo.gifu.jp